

京都市訓令甲第 22 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成 23 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 3 条第 6 項第 6 号中「, 京都市立京北病院」を削る。

第 18 条第 1 項第 3 号中「文書件名」を「文書の件名」に改め, 同条第 2 項中「第 16 条第 5 項」を「第 16 条第 6 項」に改める。

第 50 条第 3 項中「(永年保存文書を除く。)」を「のうち次に掲げる公文書以外のもの」に改め, 同項に次の各号を加える。

(1) 規則別表にその保存期間が定められている公文書(同表 2 の項第 6 号, 3 の項第 7 号, 4 の項第 9 号, 5 の項第 5 号, 6 の項第 6 号及び 7 の項各号に該当するものを除く。)

(2) 法令にその保存期間が定められている公文書

(3) 第 54 条第 1 項の規定により保存期間を延長している公文書

第 52 条第 1 項中「機密を要するものにあつては溶解, 焼却, 破壊その他の適当な方法により廃棄し, その他のものにあつては会計室に引き継がなければ」を「紙文書であるもの(機密を要するものを除く。)にあつては会計室に引き継ぎ, 機密を要するもの, 電磁的記録であるものその他のものにあつては溶解, 焼却, 破壊その他の適当な方法により廃棄しなければ」に改める。

第 53 条各号列記以外の部分中「引き続き」を「当該保存期間が満了する日まで」に, 「次」を「第 50 条第 3 項各号」に改め, 同条各号を削る。

別表市立病院長の項を削り, 同表部長若しくは室長又はこれらに準じる者, 第 1 類事業所の長(市立病院長を除く。)又は次長若しくはこれに準じる者の項中「(市立病院長を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)